

Client Alert

October 2015

環太平洋パートナーシップ協定：日本その他の環太平洋諸国に対する米国 LNG 輸出制限撤廃の可能性

米国から液化天然ガス（以下「LNG」）を輸出するには、米国エネルギー省（以下「DOE」）の許可が必要である。

天然ガス取引を含めた自由貿易協定を締結している国（以下「FTA 締結国」）への輸出であれば、DOE は法律上、変更や遅延なしで LNG 輸出許可を付与しなければならない。

一方、FTA 締結国以外の国（以下「FTA 非締結国」）への輸出であれば、DOE は LNG 輸出許可申請をパブリックコメントに付し、公共の利益に従い厳格に審査することになっており、最終的に許可が付与されない可能性もある。しかも、一定の場合、許可が付与された後にその許可が取り消される可能性すらある。このような状況の下で、日本などの FTA 非締結国における買主は、米国 LNG プロジェクトへの参入を検討する際や米国 LNG の長期売買契約を締結する際に、LNG 輸出許可取消しのリスクに頭を悩ませてきた。

1. TPP

2015年10月5日、日本、米国、そしてその他の環太平洋諸国10か国が環太平洋パートナーシップ（以下「TPP」）交渉で大筋合意に至った。TPP協定文は現時点でまだ公表されていないが、2015年11月には入手可能になると予想されている。

仮に TPP 協定文において、TPP 参加国は外国産天然ガス（LNG を含む）を国内産天然ガスと同等に扱わなければならないという条文が規定されている場合（そして各 TPP 参加国がかかる規定を承認した場合）、日本その他の TPP 参加国は、米国の LNG 輸出許可申請において FTA 締結国と同等に扱われることになるであろう。その結果として、TPP 参加国における買主は LNG 輸出許可取消しのリスクを回避することが可能となる。

2. 既存の LNG 買主への影響

既存の LNG 買主には日本企業も含まれる。仮に天然ガスに関する上記のような条文が TPP 協定文に規定されている場合、米国において FTA 非締結国の買主として扱われている既存の LNG 買主である日本企業は、今後、FTA 締結国の買主として扱われることになるのであろうか。

既存の LNG 買主が FTA 締結国の買主として扱われるか否かは、LNG 輸出許可保有者である LNG 売主との取り決めによって異なり得る。FTA 締結国の買主及び FTA 非締結国の買主への LNG 輸出許可にはそれぞれ量的制限があるからである。そこで、当該 LNG 売主が保有している、FTA 締結国の買主への LNG 輸出許可に十分な容量が残っているかを確認する必要がある。なお、

本クライアントアラートに関するお問い合わせ先



アン・ハン
パートナー
03 6271 9443
anne.hung@bakermckenzie.com



サミール・デサイ
オブ・カウンセル
03 6271 9459
samir.desai@bakermckenzie.com



ダニエル・バークハート
アソシエイト
03 6271 9759
daniel.burkhart@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー
法律事務所（外国法共同事業）

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel + 81 3 6271 9900
Fax + 81 3 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

FTA 締結国の買主への LNG 輸出許可の取得においては、あらかじめ余分な量を確保している場合が多いであろう。

今後の取り組み

TPP 協定文が公表されれば、TPP 参加国が米国において FTA 締結国と同等に扱われるかを確認する必要がある。また、米国連邦議会での承認を含め、各国における承認手続きが完了するかを見守る必要がある。各国において承認手続きが終わるのは 2016 年春以降になる可能性もある。

弊所では引き続き TPP に関する状況を注意深く見守り、適宜、最新情報を提供していく予定である。

本クライアントアラートに関するご質問やお問い合わせは、[アン・ハン](#)または[サミール・デサイ](#)までご連絡ください。